

保育料・副食費の階層区分については、市町村民税納税通知書に記載されている市町村民税額をご確認ください。

(1) 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書 …… 主に給与所得者の方の例

**特別徴収税額明細**

所得	給与収入 給与所得(所得金額調整控除後)	主たる給与 以外の合算 所得区分	配偶者 等	不 利 配 給 時	課 税 時
所得	その他の所得計				
総所得金額①					

雑損	損	障・寡・ひ・勤	
医療費		配偶者	
社会保険料		配偶者特別	
小規模企業共済		扶	
生命保険料		基	
地震保険料		礎	
所得控除合計②			

課税標準	総所得③	
	分離短期譲渡	
	分離長期譲渡	
	株式等の譲渡	
	上場株式等の配当等	
	先物取引	

税額控除前所得割額④	
税額控除額⑤	
所得割額⑥	
均等割額⑦	
税額控除前所得割額④	
税額控除額⑤	
所得割額⑥	
均等割額⑦	
特別徴収税額⑧	
控除不足額⑨	
既充当額⑩	
既納付額⑪	
差引納付額⑫(⑩-⑪)	
変更前税額⑬	
増減額⑭(⑬-⑫)	
変更月	月

納付額 6 税額控除前所得額④ - 調整控除額 × 0.6  
7 = 保育料の額・副食費免除の決定の基となる市町村民税額の所得割額です。  
8  
9 月分 1 月分 5 月分

(摘要)

【税額控除等内訳】	調整控除額	円	配当控除額	
	住宅借入金等税額控除額	円	寄附金税額控除額	円
	外国税額控除額	円	税額調整	円
	配当割額・株式等譲渡所得割額控除額	円		
	充当額	円		

あなたの特別徴収税額を地方税法第24条、第294条、松阪市条例第23条及び三重県条例第19条の規定により左記のとおり決定(決定)いたしましたので、地方税法第1条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知させていただきます。また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(この裁法に関する通知書を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。また、この通知書に記載の事項が、(1)審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないこと、(2)処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、(3)その裁決を待たないことによる正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することができなくなり、また審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、この限りでない場合があります。(行政不服審査法第18条、行政事件訴訟法第14条。)

三重県 松阪市長

税額控除前所得割額④	
税額控除額⑤	
所得割額⑥	
均等割額⑦	
特別徴収税額⑧	
控除不足額⑨	
既充当額⑩	
既納付額⑪	
差引納付額⑫(⑩-⑪)	
変更前税額⑬	
増減額⑭(⑬-⑫)	
変更月	月

所得割額(市町村民税)が課税されていない場合は、均等割額⑦(市町村民税)に基づいて保育料の額・副食費免除の決定を行います。

(2) 市民税・県民税納税通知書 …… 主に事業をされている方の例

令和5年度 市民税・県民税

令和 年 月 日

三重県 松阪市長

令和5年度 市民税・県民税額の期別内訳

年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
① 普通徴収												
② 給与から特別徴収												

算出所得割額 - 調整控除額 = 保育料の額・副食費免除の決定を行う基となる市町村民税の所得割額です。  
※ 変更前、変更後の記載がある場合は、変更後の欄をご確認ください。

令和5年度 市民税・県民税の課税明細書

算出所得割額	調整控除額	税額控除額等	配当割額・株式等譲渡所得割額控除額	均等割額	① 市民税額
--------	-------	--------	-------------------	------	--------

所得割額(市町村民税)が課税されていない場合は、均等割額(市町村民税)に基づいて保育料の額・副食費免除の決定を行います。

- (注1) 保育料の額・副食費免除の決定は、市町村民税額を基に行います。都道府県民税額は含みません。
- (注2) 調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)、寄附金税額(ふるさと納税)控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除)は適用しません。
- (注3) 市民税が政令指定都市で課税されている場合は、算出した額に8分の6を乗じて得た額が、保育料の額・副食費免除の決定を行う基となる市民税の所得割額の目安となります。